

議案第55号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和5年11月30日

提出者 板橋区教育委員会教育長 中川 修一

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成26年東京都板橋区教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の107.5」を「100分の117.5」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の57.5」に、「100分の62.5」を「100分の65」に改める。

第2条 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の132.5」を「100分の130」に改め、同項第2号中「100分の57.5」を「100分の55」に、「100分の65」を「100分の63.75」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の規定は令和5年12月1日から適用する。

（提案理由）

勤勉手当の支給割合の変更に伴い、関係規則を整備する必要がある。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

第 1 条による改正（幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則）	
改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 （平成 2 6 年東京都板橋区教育委員会規則第 1 3 号）</p> <p>第 1 条～第 3 条 略 （支給割合）</p> <p>第 4 条 条例第 3 0 第 2 項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第 1 上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表下欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>（1） 法第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の117.5</u>（条例第 1 0 条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の132.5</u>）</p> <p>（2） 定年前提任用短時間勤務職員 <u>100分の57.5</u>（条例第 1 0 条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の65</u>）</p> <p>2～3 略 以下略</p>	<p style="text-align: center;">幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 （平成 2 6 年東京都板橋区教育委員会規則第 1 3 号）</p> <p>第 1 条～第 3 条 略 （支給割合）</p> <p>第 4 条 条例第 3 0 第 2 項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第 1 上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表下欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>（1） 法第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の107.5</u>（条例第 1 0 条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の127.5</u>）</p> <p>（2） 定年前提任用短時間勤務職員 <u>100分の52.5</u>（条例第 1 0 条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の62.5</u>）</p> <p>2～3 略 以下略</p>

第2条による改正（幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則）

改正案	現 行
<p>幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 （平成26年東京都板橋区教育委員会規則第13号）</p> <p>第1条～第3条 略 （支給割合）</p> <p>第4条 条例第30第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表下欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>（1） 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の112.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の130</u>）</p> <p>（2） 定年前提任用短時間勤務職員 <u>100分の55</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の63.75</u>）</p> <p>2～3 略 以下略</p> <p>附 則 （施行期日等）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定による改正後の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の規定は令和5年12月1日から適用する。</p>	<p>※「現行」は幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（令和5年東京都板橋区教育委員会規則第21号）による改正（令和5年12月1日施行）後のもの</p> <p>幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 （平成26年東京都板橋区教育委員会規則第13号）</p> <p>第1条～第3条 略 （支給割合）</p> <p>第4条 条例第30第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表下欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>（1） 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の117.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の132.5</u>）</p> <p>（2） 定年前提任用短時間勤務職員 <u>100分の57.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の65</u>）</p> <p>2～3 略 以下略</p>